

産 業 用 電 力

（需給契約条件[高圧・特別高圧]）

令和元年10月 1 日 実施

九電みらいエナジー株式会社

産業用電力（需給契約条件[高圧・特別高圧]）

目 次

1	対象のお客さま	1
2	季節区分	1
3	その他	1
附	則	2
料	金 表	3

1 対象のお客さま

この需給契約条件[高圧・特別高圧]（以下「この契約条件」といいます。）は、当社が別に定める電気供給条件[高圧・特別高圧]（以下「供給条件」といいます。）の常時供給電力の適用範囲に該当するお客さまで、動力（付帯電灯を含みます。）を使用され、次の地域を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款の高圧標準接続送電サービスまたは高圧時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまを対象といたします。

栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
および静岡県（富士川以東）

2 季節区分

季節区分は、次のとおりといたします。

(1) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(2) そ の 他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

3 そ の 他

- (1) この契約条件の内容は、法令等にもとづき開示が求められる場合を除き、お客さまによる第三者への開示ができないものといたします。
- (2) この契約条件に定めのない事項については、供給条件によるものといたします。

附

則

(この契約条件の実施期日)

この契約条件は、令和元年10月 1 日から実施いたします。

料 金 表

【基本料金および電力量料金】

基本料金および電力量料金は以下のとおりといたします。

1 基 本 料 金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	1,815円00銭
---------------	-----------

2 電 力 量 料 金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	16円16銭	15円15銭

3 特 別 割 引

基本料金および電力量料金の総和に対して、当社が送付する電力需給契約成立のお知らせに記載の特別割引率を適用いたします。

【臨時精算単価】

基本料金および電力量料金は以下のとおりといたします。

1 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	2,178円00銭
---------------	-----------

2 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1キロワット時につき	18円39銭	17円17銭

【燃 料 費 調 整】

燃料費調整の取扱いは以下のとおりといたします。

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均
原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然
ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1970$$

$$\beta = 0.4435$$

$$\gamma = 0.2512$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

イ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (44,200\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

ロ 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が44,200円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 44,200\text{円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{1,000}$$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃 料 費 調 整 単 価 適 用 期 間
毎 年 1 月 1 日 から 3 月 31 日 までの 期 間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎 年 2 月 1 日 から 4 月 30 日 までの 期 間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等
毎 年 3 月 1 日 から 5 月 31 日 までの 期 間	その年の 8 月の料金に係る計量期間等
毎 年 4 月 1 日 から 6 月 30 日 までの 期 間	その年の 9 月の料金に係る計量期間等
毎 年 5 月 1 日 から 7 月 31 日 までの 期 間	その年の 10 月の料金に係る計量期間等
毎 年 6 月 1 日 から 8 月 31 日 までの 期 間	その年の 11 月の料金に係る計量期間等
毎 年 7 月 1 日 から 9 月 30 日 までの 期 間	その年の 12 月の料金に係る計量期間等
毎 年 8 月 1 日 から 10 月 31 日 までの 期 間	翌年の 1 月の料金に係る計量期間等
毎 年 9 月 1 日 から 11 月 30 日 までの 期 間	翌年の 2 月の料金に係る計量期間等
毎 年 10 月 1 日 から 12 月 31 日 までの 期 間	翌年の 3 月の料金に係る計量期間等
毎 年 11 月 1 日 から 翌年の 1 月 31 日 までの 期 間	翌年の 4 月の料金に係る計量期間等
毎 年 12 月 1 日 から 翌年の 2 月 28 日 までの 期 間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日 までの 期 間）	翌年の 5 月の料金に係る計量期間等

(4) 燃 料 費 調 整 額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	2 2 銭 4 厘
-------------	-----------

3 燃料費調整額の差引きまたは加算

電力量料金は、1(1)によって算定された平均燃料価格が44,200円を下回る場合は、1(4)によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、1(1)によって算定された平均燃料価格が44,200円を上回る場合は、1(4)によって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

4 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、1(1)の各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および1(2)によって算定された燃料費調整単価を当社の定める方法により、お客さまにお知らせいたします。

【消費税法の改正にともなう経過措置】

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける，令和元年9月30日以前から需給契約が継続し，令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（令和元年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が令和元年11月1日以降である料金については，当該確定した料金のうち，消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕第4条第3項で定める部分に限ります。）の算定における料金率および基準単価については，この契約条件によらず，平成30年6月1日実施の契約条件によります。